

令和7年度農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画書

(一社) 岩手県農業会議

I 事業方針

県内の農業従事者の減少や高齢化が続いている中、本県農業委員会組織は、これまで、担い手農業者への農地利用の集積・集約化等の農地利用の最適化を推進してきた。

また、令和5年度から令和6年度は、改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定にあたり、目標地区の素案作成や地域の話合いへの参画など農業委員会の役割を果たすとともに、持続的な農業・農村の発展に向け、市町村や県、農業団体と一丸となって推進してきた。

今後は、地域計画のブラッシュアップを進めるとともに、地域計画の実現に向けて農用地の所有者等に農地中間管理事業を活用した利用権設定を促進し、関係機関との連携のもと、農地利用の集積・集約化を強力に進めることが期待されている。

加えて、地域計画内の所有者不明農地や不在村地主が所有する農地が課題となっており、所有者不明農地等の解消に向けた取組の推進が求められている。

こうした情勢を踏まえ、令和7年度の岩手県農業会議は、地域計画の実現に向けた農業委員会の役割発揮や、所有者不明農地対策の推進、農地利用最適化活動の見える化の徹底、デジタル化による業務の効率化などの農業委員会業務が円滑に展開できるよう、農業委員会への支援活動を強化する。

なお、農業会議が将来とも市町村農業委員会の期待に応えるとともに、本県農業振興の一翼を担っていけるよう、事務局職員の人材育成に努める。

II 重点取組事項

- 1 地域計画の実現とブラッシュアップに向けた農業委員会の活動支援
- 2 遊休農地の発生防止・解消の推進と所有者不明農地対策の推進
- 3 デジタル化の推進等による農業委員会の業務効率化の支援
- 4 新規就農者の確保・育成と担い手経営体に対する支援
- 5 業務推進のための事務局体制の強化

Ⅲ 事業内容

1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援

(1) 農地利用最適化推進活動への支援

ア 地域計画（目標地図含む）の実現及びブラッシュアップ

(ア) 関係機関・団体の連携活動の強化

改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に施行され、市町村は、将来の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標地図）等を盛り込んだ「地域計画」を令和6年度末までに策定したところ。

今後は、地域計画の実現及びブラッシュアップに向けて、担い手等への農地の集積・集約化が進むよう、県、農業公社、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会、本会の5者は連携体制を強化し、県推進会議や研修会の開催、地方推進会議での助言などにより、市町村等を支援する。

(イ) 農業委員会活動への支援

農業委員会は、市町村、関係機関・団体、地域の農業者と連携を取りながら、農地の所有者に対して、農地中間管理事業を活用した利用権設定等を積極的に促すことが求められている。農地の集積・集約化の手法は農地中間管理事業が基本となることから、農業公社と連携し、農業委員会事務局と農地コーディネーター等との連携強化を支援する。

また、これまでの地域計画の策定過程で実施してきた、地域での話し合い、担い手等との意見交換等を継続し、地域計画のブラッシュアップを進めることが重要となる。

こうした、取組を支援するため、「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」を改訂し、地域計画の実現やブラッシュアップに係る研修会を実施するとともに、農業委員会へ助言や巡回支援を行う。

併せて、農業委員会は、最適化活動の着実な実施と、その成果が求められており、これに向けて最適化活動の目標設定と活動実施、計画の点検・評価・公表を行わなければならないことから、その取組を支援する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 県、農業公社、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会、本会の連携体制の強化2 「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」（令和7年4月）策定3 農業委員会の最適化活動にかかる目標設定の支援 |
|---|

イ 遊休農地の発生防止・解消の推進

利用状況調査などの法令事務が適切に実施されるよう、農業委員会への農地パトロール実施要領の提供や助言を行うとともに、県と連携し調査結果を把握する。

遊休農地については、最適化活動の成果目標の達成を目指し、市町村巡回等を通じ農業委員会の取組を支援するとともに、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、非農地判断を進める。

また、関係機関・団体が共通認識のもとに遊休農地の発生防止・解消対策を講ずる必要があることから、地域農業再生協議会と連携して、引き続きモデル市町村を選定し、不作付地の解消や事例調査に取り組む。

さらに、本県独自で設定し13年目となる「農地の日（7月15日）」を中心に、農業委員会による啓発活動等を展開し、遊休農地発生防止・解消の機運の盛り上げを図る。

ウ 所有者不明農地対策の推進

所有者不明農地を解消し円滑な農地利用を実現するため、県内3市町村にモデル地区を設定し、農業委員会と協力して、地域計画内の所有者不明農地の解消を図る。

また、県内への横展開を図るため、モデル地区の取組事例をとりまとめ、農業委員会等へ紹介する。

(2) 効率的な農業委員会業務推進と現地活動にかかる支援態勢整備

ア 農業委員会サポートシステムの活用支援

eMAFF（農林水産省共通申請サービス）の管理下に移行した農業委員会サポートシステムは、法定台帳としての農地台帳の機能に加え、eMAFF地図と連動した目標地図素案作成機能など、農業委員会業務を効率的に進める重要なシステムであることから、県及び全国農業会議所と連携を図り、研修会や巡回により農業委員会の利活用を支援する。

なお、農業委員会巡回にあたっては、農業委員会が使用している既存農地台帳のシステム業者と連携し、既存農地台帳との接続などサポートシステム等の活用を促進する。

イ タブレット端末活用による農業委員等の現地活動の効率化支援

令和4年度に農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」と言う）に配備されたタブレット端末を利用し、①利用状況調査の現地確認、②目標地図素案作成のための農業者の営農意向入力、③委員の活動記録入力が行われるよう、研修会や巡回により農業委員会を支援する。

(3) 女性農業委員等の活動支援

女性の意見が十分に反映される農業委員会組織とするため、研修会や地区別懇談会の開催により、女性委員の能力向上を支援するとともに、女性の登用を促進するため、令

和7年度及び8年度に行われる改選に向けて、委員候補者の発掘及び公募への誘導・推薦、市町村長等へ要請活動を支援する。

【目標】

- ・農業委員に占める女性の割合を3割とする。
- ・農地利用最適化推進委員に1人以上女性を登用する

(4) 農業委員会業務の推進に係る研修の充実

農地法等に基づく法令業務の適切な処理及び農地利用最適化推進活動の充実に向け、農業委員・推進委員や事務局職員を対象にした研修会を開催する。

なお、広域振興局担当者も対象とする研修は県と共催する。

① 農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修

- ・農業委員会会長研修（盛岡市） 6月中旬、2月上旬（※1）
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修（4か所） 7月上旬、12月中旬
- ・新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修（2か所） 6月下旬
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員特別研修（盛岡市） 11月8日
- ・女性の農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修（盛岡市） 2月上旬

② 農業委員会事務局職員を対象とした研修

- ・新任農業委員会事務局職員等研修（盛岡市）【県・公社との共催】 4月17-18日
- ・農業委員会事務局長研修（盛岡市） 5月中旬、10月上旬、2月上旬（※1と合同）
- ・農地法等実務研修（盛岡市）【県との共催】 6月中旬
- ・農業委員会サポートシステム操作研修（盛岡市） 5月（基礎編）、9月（応用編）

③ 広域研修

- ・北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（北海道） 12月

(5) 岩手県農業委員会大会の開催

農業委員及・推進委員が一堂に会し、農業委員等の資質向上と農地等の利用の最適化の推進のための活動の充実に向けた取組意欲の向上を図るため、岩手県農業委員会大会を開催する。

令和7年度岩手県農業委員会大会（盛岡市）

11月11日

2 農業経営を営み又は営もうとする者に対する支援

(1) 雇用就農の定着支援

「雇用就農資金」を活用する法人等の事業採択を支援するとともに、過年度採択の実施法人等の継続支援を実施する。

また、雇用就農の定着を図るため、指導者養成研修や研修実施現地確認指導などを実施する。併せて、雇用就農者の資質向上のため、農業技術検定（全国農業会議所主催）の活用を推進する。

【目標】	「雇用就農資金」活用法人等数	年間延べ80経営体	(本年度採択30経営体)
	雇用就農者数	120人	(40人)
【主な計画】			
①	「雇用就農資金」応募法人等の採択		6月、10月、2月
②	指導者養成研修及び事業説明		6月、10月、2月
③	研修実施現地確認指導		5～2月
④	農業技術検定		7月、12月

3 法人化の支援その他農業経営の合理化支援

(1) 法人化の支援

県、岩手県農業協同組合中央会、農業公社、本会などで運営する「岩手県農業経営・就農支援センター」と連携して法人化支援活動を行うほか、法人化を検討する経営者を対象にした法人化研修会を開催する。

個人経営法人化研修（盛岡市）	12月
----------------	-----

(2) 経営能力向上支援

認定農業者や農業法人の経営発展のため、経営者組織と連携し、農業経営の発展段階と経営ニーズに応じた研修会を開催する。

① 農業経営者セミナー（盛岡市）	12月
② 経営戦略セミナー（盛岡市）	1月

(3) 農業者年金への加入推進

農業委員会とJAグループと連携し、若手農業者及び女性農業者を重点対象として加入推進活動を強化する。

また、農業者年金事務の適正な執行を図るため、研修会等を開催する。

【目標】	年間新規加入者数	78人
	うち20～39歳加入者数	49人
	うち女性加入者数	39人
【主な研修会等】		
①	農業委員会の業務担当者会議及び研修	
	新任担当者研修	4月下旬
	担当者会議	5月下旬、11月中旬
	担当者研修（担当者会議を兼ねる）	5月下旬
②	農業者年金加入推進部長等研修（農業者年金基金共同開催）	
		8月上旬

4 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援

農業経営者の意欲高揚、トップマネージャーとしての経営管理能力の向上などを図るため、研修会や県・農業団体との意見交換会など各組織の自主活動を支援する。

【各経営者組織の主な活動計画】

①	岩手県認定農業者組織連絡協議会	
	市町村認定農業者組織活動の支援	周年
	農業経営者セミナー（再掲、兼テーマ別研修）	12月
②	岩手県認定農業者組織連絡協議会稲作部会	
	水稻新技術等研修	7月
	賛助会員、行政機関及び研究機関との情報交換会	11月
③	岩手県農業法人協会	
	支部活動の充実	周年
	経営戦略セミナー	1月
	国、県、関係機関・団体等との意見交換会	12月
④	岩手県農業法人協会岩手アグリ新世会	
	地区活動の充実	周年
	事例研修	11月
	若手経営者との交流（セミナー等への参加）	4月～2月
⑤	岩手県国際農友会（海外農業研修生OB組織）	
	外国人研修受入	4月～2月
	農業研修生海外派遣啓発キャラバン	8月

5 農地法その他法令の規定により機構が行う業務の適切な実施

(1) 常設審議委員会

原則として月1回常設審議委員会を開催し、農地法に基づく農地転用許可について農業委員会から意見を求められた案件について審議を行うとともに、関係機関・団体からの地域農業の振興に関する話題提供や、農地利用の最適化に向けた取組状況の意見交換などを通じ、農業委員会ネットワーク機構業務の効果的な執行に資する。

(2) 相談窓口（農地相談センター）による業務支援

農地相談センターに専門職員を配置し、農業委員会や農業者等に対する相談・助言活動を充実し、農業委員会の農地転用等法令業務の適正かつ公正な処理などを支援する。

また、農地コーディネーターからの相談にも対応し、必要に応じて農業公社担当者と連携して適正な処理を支援する。

【岩手県農地相談センター】

岩手県農業会議内に農地相談員等専門職員を配置し、農地制度等についての相談窓口を平成22年4月に開設。農地の権利移動の許可に係るもののほか、農地等の利用の最適化の推進に関して、農業委員会からの問い合わせ対応及び農業者からの相談に対応している。

6 農業一般に関する調査及び情報の提供

(1) 農地等に関する情報収集、整理及び提供

ア 田畑売買価格等

農地取引価格の動向を調査し、担い手への農地集積等の調査・分析、情報提供を行う。

イ 農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき農業委員会が行う賃借料情報を調査し、農業委員会の情報提供活動の支援を行う。

ウ 農作業料金・農業労賃

農作業料金・農業労賃等の実態や農業・農村における労働状況を把握し、農業委員会による標準賃金・農作業料金等の作成や農業労働力の確保の推進に資するための分析を行い、情報を提供する。

(2) 情報提供の推進

ア ホームページ

研修会やセミナー、各種調査結果などの農業会議業務や、各農業委員会の活動事例などをホームページに掲載し、農業委員会組織活動の「見える化」に取り組む。

イ 農業会議通信

機関紙「農業会議通信」を年4回発行し、本会業務の推進状況や農地利用最適化に資する情報等を、農業委員・推進委員や関係機関・団体等に提供する。

ウ 全国農業新聞

全国農業新聞の岩手県版は、引き続き農業委員会事務局職員の協力を得ながら、地域に密着した紙面づくりを図る。

農業委員・推進委員の皆購読、新規申込部数ゼロ農業委員会の解消と、農業委員会組織関係者以外の者への「農業委員・推進委員1人月1回以上の声かけ活動の励行」及び「年間新たに1人1部の新規購読を確保」を活動の重点に、普及拡大を進める。

【普及目標】

部数 3,200部以上（令和6年12月現在2,305部）

普及率 352%以上（令和6年12月現在256%）

【会議の開催】

全国農業新聞情報員会議（盛岡市）

5月中旬

エ 全国農業図書

農業委員・推進委員向けに必携図書を普及するとともに、農業委員会、市町村、農業団体、農業者に対し農地制度や経営安定対策関係制度、農業青色申告制度等の書籍の活用を促進する。

また、市町村農業委員会の巡回やメール配信等により、農業委員会や関係機関・団体への新規刊行書籍の普及拡大を図る。

7 農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善に関する意見等の提出

(1) 農業・農村施策の充実

地域計画の実現を進めるにあたり、担い手の確保・育成や、生産基盤の整備促進、所得が確保できる生産対策、多様な人材を生かした持続的な地域づくりなど、地域農業の様々な課題の解決に資するため、農業委員会法に基づく農地等の利用最適化推進施策の

改善にかかる具体的な意見として、県や県議会に要請するとともに、本県選出国會議員を通じ国に要請する。

(2) 東日本大震災・津波及び台風等自然災害からの復旧復興

被災した農業者が、意欲を持って営農に取り組めるよう、被災者に寄り添ったきめ細かな復旧復興対策の継続を求めていく。

8 会務の円滑な推進

(1) 持続的かつ安定的な業務推進のための組織体制・経営基盤の構築

農業委員会や農業者の期待に応える業務を持続的かつ安定的に推進できる体制を確立するため、事務局職員の人材育成に取り組むとともに、引き続き事務効率化による経費削減に努めることとする。

(2) 総会の開催

定期総会は、6月に開催する。

(3) 理事会、監事会の開催

理事会は、原則として年3回開催する。

監事会は、原則として年2回開催する。また、監事は、必要に応じて本会業務等の状況を監査する。

(4) 県農業再生協議会事務局業務の推進

県農業再生協議会の耕作放棄地の再生利用及び担い手の育成・確保に係る業務を担う事務局としての役割を担い、構成機関・団体との連携を図るとともに、収入減少影響緩和対策積立金管理業務、岩手県経営所得安定対策推進事業などの実務を行う。

また、必要に応じ、近年の農業情勢の変化を踏まえた県農業再生協議会事業等の見直しを提案する。